

「山形県税の賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(再評価後案)」 に対する意見募集について

山形県では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき、「個人番号」をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有し、県税の賦課徴収業務への利用を行っております。

番号法第28条において、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護するために特定個人情報保護評価の実施が義務づけられており、評価書（案）の作成後、広く一般に意見を募集することとされています。

山形県税の賦課徴収事務については令和2年度に評価を実施しておりますが、「特定個人情報保護評価に関する規則」に基づく5年経過前の再評価実施に向け、全項目評価書（再評価後案）をまとめましたので、県民の皆様から御意見を募集します。

お寄せいただいた御意見は、これに対する県の考え方とともに整理した上で公表することとしております。

なお、個々の御意見には直接回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見募集の期間

令和7年12月9日（火）から令和8年1月9日（金）まで

2 意見の提出方法

郵送、ファックス又は電子メールでご意見をお寄せください。

（1）郵 送 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県総務部税政課税務システム担当あてお送りください。

（2）ファックス ファックス番号 023-630-2136

山形県総務部税政課税務システム担当あてお送りください。

（3）電子メール 山形県ホームページの該当ページ末尾にある「お問い合わせフォーム」からお送りください。

3 その他

- (1) 御意見をいただく様式は任意のものとしますが、必ず住所、氏名及び連絡先（電話番号）を明記してください。（御意見の内容以外は公表しません。）
- (2) 御意見は、日本語で提出してください。

4 問合せ先

山形県総務部税政課税務システム担当 電話 023-630-2096

5 公表資料

- ・山形県税の賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（再評価後案）の概要
- ・山形県税の賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（再評価後案）

6 資料の閲覧方法

- (1) 県のホームページ
- (2) 行政情報センター（山形県庁1階）又は各総合支庁総合案内窓口